

広労総発 0508 第 1 号
令和元年 5 月 8 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国が行う申請・届出等については、そのほとんどの手続がインターネットを利用して、オンラインで行うこと（電子申請）ができるようになっていきます。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく、夜間・休日についても手続を行うことができ、平成28年1月からは、事業主の個人のマイナンバーカードに搭載されている電子証明書を用いることも可能となっています。

このため、厚生労働省では、電子申請の更なる利用促進を図るため、今年度以降の5月を「電子申請利用促進月間」に指定し、インターネットバナー広告等を利用した周知広報を実施しているところです。

今年度も6月3日（月）から7月10日（水）までが「労働保険年度更新」期間となりますが、各労働保険適用事業主あてに別途送付します年度更新関係書類のうち「労働保険年度更新申告書の書き方」中の「電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法」、「e-Govからの電子申請の方法」を御参照のうえ、別添のリーフレットも活用していただき、電子申請による年度更新手続等を行っていただくよう貴団体会員のうち個別に労働保険関係事務手続を行っている事業主の皆様への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当局労働保険徴収課において、「電子申請体験コーナー」を年度更新期間中に設置する予定としておりますので、併せて周知くださるようお願い申し上げます。

担当

広島労働局総務部 労働保険徴収課

広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2 号館 4F

TEL082-221-9246 FAX082-221-2355

